

# 八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮運営 規程

〔平成12年 3月27日〕  
規 程 第 1 号

改正	平成13年	3月 1日	規程第 1号	平成15年	3月 4日	規程第 1号
	平成15年	5月26日	規程第 2号	平成17年	4月 1日	規程第 6号
	平成17年	9月26日	規程第 8号	平成21年	3月26日	規程第 1号
	平成23年	3月31日	規程第 2号	平成26年	3月27日	規程第 1号
	平成27年	3月27日	規程第 3号	平成27年	7月17日	規程第 5号
	平成27年	8月28日	規程第 6号	平成30年	4月 1日	規程第 1号
	令和 元年	9月20日	規程第 2号	令和 3年	3月31日	規程第 1号
	令和 3年	4月30日	規程第 2号	令和 3年	7月26日	規程第 3号
	令和 6年	7月23日	規程第 2号			

(主旨)

第1条 この規程は、八幡浜地区施設事務組合（以下「組合」という。）が開設する指定介護老人福祉施設青石寮（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 施設は、居宅において常時介護を受けることが困難な要介護者等の入所を受け入れて適正な施設サービスを提供することを目的とする。

(事業基本方針)

第3条 施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとする。

2 施設は、入所者の処遇に関する施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

3 施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つ

て指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供するように努めるものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対して研修などを実施するものとする。

6 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第23号。以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム青石寮

(2) 八幡浜市保内町磯崎2 1 1 4 番地 3

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種及び員数

職 種	人 員			
	常 勤		非 常 勤	
	本体施設	短期入所施設	本体施設	短期入所施設
施設長	1			
施設長補佐又は事務長	1			
事務員	2			
生活相談員 介護支援専門員 (兼務)	3			

介護長 介護支援専門員 (兼務)	1			
介護職員 介護支援専門員 (兼務)	33			
看護職員 介護支援専門員 (兼務)	4			
栄養士又は管理 栄養士	2			
調理員	6			
機能訓練指導員 (看職 兼務)				
介護支援専門員	2			
医師(嘱託)			(3)	
宿直員(会計年度 任用職員)				
介護助手				
計	55		(3)	

※ 本体施設の入所定員は110人である。

※ 八幡浜地区施設事務組合職員定数条例に基づく人員には、臨時に雇用されるものを除く。

※ 臨時に雇用されるものとは、会計年度任用職員として別に定めるものとする。

(2) 介護職員、看護職員、調理員に若干名の主任を置くことができる。

(3) 職務内容

施設長 施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

施設長補佐 施設の職員の管理及び業務の管理を行う施設長の

又は事務長 補佐を行う。

事務員	施設運営に関する事務に従事する。
生活相談員	入所者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。
介護長	介護員の服務計画、統括に関すること。 入所者の介護、処遇に当たる。
介護職員	入所者の介護、日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。
看護職員	入所者の看護、日常生活の世話及び健康管理に当たる。
管理栄養士	入所者の栄養管理、栄養ケア計画の作成及び評価に当たる。
栄養士	給食献立及び給食業務に当たる。
調理員	給食業務に当たる。
医師	入所者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。
宿直員	夜間における施設の管理宿直業務に当たる。
機能訓練指導員	機能訓練の指導に当たる。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価に当たる。
介護助手	介護業務の周辺業務を行う。

(職員の勤務体制の確保)

- 第6条 施設の職員の勤務体制は、組合就業規則に定めるところによる。
- 2 施設管理者又は施設長は、毎月の勤務表を前月15日までに策定し、当該職員に周知するものとする。
  - 3 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供するものとする。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 4 組合長は、施設の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。その際、施設は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、

認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じるものとする。

- 5 施設は、適切な指定介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第6条の2 施設は、感染症や非常災害の発生時において入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所定員)

第7条 施設の入所者の定員は、1日当たり110人までとする。

(提供拒否の禁止)

- 2 施設は、入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文責を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要

介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく、施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討するものとする。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議しなければならない。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第11条 施設は、入所の際に要介護認定等を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、

申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第12条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第13条 施設サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。居住費・食費については、介護保険法等の一部改正に伴う法律の施行（平成17年10月1日施行分）に伴い、別紙1にて利用者との契約によって定める。ただし、介護保険負担限度額認定証を受けている者は、その定める額とし、並びに旧措置入所者は、要介護旧措置入所者に関する認定証、及び厚生労働大臣が別に定める額とする。

- 2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

(1) 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(2) 理美容代 実費

(3) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適用と認められるもの 実費

- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、

費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に位置付けるよう努めるものとする。

3 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握(以下「アセスメント」という。)しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入所者及び家族に面会し、面会の趣旨を入所者及びその家族に十分に説明し理解を得るように努めるものとする。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、注意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族(以下「入所者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サー

ビス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求めるよう努めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングを行うに当たっては、特段の事情がない限り、定期的に入所者に面会するとともに、モニタリングの結果を記録するものとする。
- 11 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により施設サービス計画の変更について、担当者の専門的な意見を求めるものとする。

(施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて、その者の処遇を妥当適当に行うものとする。

- 2 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なうものとする。
- 3 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。

- 5 施設は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
  - (3) 介護職員その他の職員に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。
- 7 施設は、提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を自ら行い、常にその改善を図る。
- 8 入所者は次の日程に基づき規律ある生活をしなければならない。

日 程 表

区 分	夏期（5月～10月）	冬期（11月～4月）
起 床	午前 6時30分	午前 7時00分
朝 食	午前 7時30分	午前 7時30分
昼 食	午前 12時00分	午前 12時00分
夕 食	午後 6時00分	午後 6時00分
就寝・消灯	午後 9時00分	午後 9時00分

ただし、都合により一部時間を変更することがある。

（介護）

- 第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭するものとする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し、前各号に規定するものの他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入所者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第19条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第21条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第21条の2 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自

立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第24条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、停滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第25条 入所者は、次の各号に掲げる事項を守り、入所者相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 下記の取扱いに注意するとともに、所定の場所以外で喫煙しな

いこと。

- (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他の者の迷惑になることをしないこと。
- (4) 許可なく飲酒しないこと。

2 入所者が外泊しようとするときは、施設長に届け出て、許可を受けなければならない。

3 入所者が外出しようとするときは、あらかじめ行き先、用件、所要時間等を施設の職員に申し出なければならない。

(緊急時における対応)

第26条 施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 施設は、事故の発生又はその再発防止するために、次の号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第27条の2 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第28条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第29条 施設は、入所者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知を図るもの

とする。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 施設において、介護職員その他の職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するものとする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うものとする。

(苦情処理)

第30条 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるとともに、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は、当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。この場合において、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。この場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(秘密保持)

第31条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り

得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設及び施設の職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(掲示及び広告等)

第33条 施設は、施設の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 施設は、前項に規定する事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えるものとする。
- 3 施設は、施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域との連携等)

第34条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(会計の区分等)

第35条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 施設の経理は、組合経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

第36条 施設は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

(1) 利用料等に関する重要な関係書類

(2) 介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録

(3) その他施設運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。  
(委任)

第37条 この規程に定める事項のほか、施設の運営について必要がある場合は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で組合長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮管理規程（昭和50年規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成13年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規程第2号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成 23 年規程第 2 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年規程第 3 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年規程第 5 号）

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年規程第 6 号）

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 1 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 2 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 1 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 2 号）

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 3 号）

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 2 号）

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別紙 1

指定介護老人福祉施設の料金表

介護福祉施設サービス費（1日につき）

二人部屋（相部屋）…青石寮の食事代は1,445円、居住費は、915円  
です（日額）。

（単位 円）

区 分	要介護 度 1	要介護 度 2	要介護 度 3	要介護 度 4	要介護 度 5
1 ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2 うち介護保険から給 付される金額	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
3 サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	589	659	732	802	871
4 食事負担額及び基準 費用額	300～1,445(1,445)				
5 居住費負担額及び基準 費用額	0～915(915)				

一人部屋（個室）…青石寮の食事代は1,445円、居住費1,231円  
です（日額）。

（単位 円）

区 分	要介護 度 1	要介護 度 2	要介護 度 3	要介護 度 4	要介護 度 5
1 ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
2 うち介護保険から給 付される金額	5,301	6,590	6,588	7,218	7,389
3 サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	589	659	732	802	871
4 食事負担額及び基準 費用額	300～1,445(1,445)				
5 居住費負担額及び基準 費用額	320～1,231(1,231)				

※ 上記のサービス利用料金に、加算要件や体制が整えば各種加算が加えられます。

※ 食費については、1日単位で計算いたします。

※ 外泊・入院中の居住費の取り扱いについては、日割り計算で行います。

※ 平成18年10月以前より一人部屋（個室）を利用されている方は経過措置により、当面は二人部屋の報酬、居住費が適用となります。

※ 平成24年6月より、加算要件を満たせば介護職員処遇改善加算が適用となります。

#### 短期入所生活介護費

二人部屋（相部屋）…青石寮の食事代は1,445円、居住費は915円です（日額）。

（単位 円）

区 分	要介護 度 1	要介護 度 2	要介護 度 3	要介護 度 4	要介護 度 5
1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2 うち介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3 サービス利用に係る自己負担額（1－2）	603	672	745	815	884
4 食事負担額及び基準費用額	300～1,445(1,445)				
5 居住費負担額及び基準費用額	0～915(915)				

一人部屋（個室）…青石寮の食事代は1,445円、居住費1,231円です（日額）。

（単位 円）

区 分	要介護 度 1	要介護 度 2	要介護 度 3	要介護 度 4	要介護 度 5
-----	------------	------------	------------	------------	------------

1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
2 うち介護保険から給付される金額	5,427	6,048	6,705	7,335	7,956
3 サービス利用に係る自己負担額（1－2）	603	672	745	815	884
4 食事負担額及び基準費用額	300～1,445(1,445)				
5 居住費負担額及び基準費用額	320～1,231(1,231)				

※ 上記のサービス利用料金に、加算要件や体制が整えば各種加算が加えられます。

※ 食費については、1食単位朝食 313 円昼食 577 円夕食 555 円で計算いたします。

※ 外泊・入院中の居住費の取り扱いについては、日割り計算で行います。

※ 送迎を行った場合は、片道 1,840 円（自己負担額 184 円）が加算されます。

※ 平成24年6月より、加算要件を満たせば介護職員処遇改善加算が適用となります。

#### 介護予防短期入所生活介護費

二人部屋（相部屋）・・・青石寮の食事代は 1,445 円、居住費は 915 円です（日額）。

（単位 円）

区 分	要支援 1	要支援 2
1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,510	5,610
2 うち介護保険から給付される金額	4,059	5,049
3 サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451	561
4 食事負担額及び基準費用額	300～1,445(1,445)	

5 居住費負担額及び基準費用額	0～ 915(915)
-----------------	-------------

一人部屋（個室）…青石寮の食事代は 1,445 円、居住費 1,231 円  
です（日額）。

（単位 円）

区 分	要支援 1	要支援 2
1 ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,510	5,610
2 うち介護保険から給付される金額	4,059	5,049
3 サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451	561
4 食事負担額及び基準費用額	300～1,445(1,445)	
5 居住費負担額及び基準費用額	320～1,231(1,231)	

※ 上記のサービス利用料金に、加算要件や体制が整えば各種加算が加えられます。

※ 食費については、1食単位朝食 313 円昼食 577 円夕食 555 円で計算いたします。

※ 外泊・入院中の居住費の取り扱いについては、日割り計算で行います。

※ 送迎を行った場合は、片道 1,840 円（自己負担額 184 円）が加算されます。

※ 平成 24 年 6 月より、加算要件を満たせば介護職員処遇改善加算が適用となります。